

2012年6月26日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会審判部

【ご連絡】2012/2013 競技規則の改正通達文書の修正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より各種活動に対し、格別のご高配を賜りますこと厚く御礼申し上げます。

2012年6月21日付、日サ協第120037号にてご案内の「2012/2013 競技規則の改正（通達）」内に誤りがございました。

修正版を添付お送りさせていただきますので、ご確認の上、各協会、連盟、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者へ展開いただきたくお願い申し上げます。

今後も引き続きまして、審判部の活動に対しまして、ご支援ならびにご協力を賜ります様、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

2/8 ページ

＜日本協会の解説＞

グラウンド上の商業的広告は、競技のフィールド（ピッチ）の周辺に設置できる。それが立て型の場合、タッチラインに沿って設置されるものについては、ラインから1mと、平面的なものと同じ条件で設置可能である。他方、ゴールライン側については、審判員のゴールネットで囲まれた地域の監視に不都合がないよう、下図のように、**オープンスペースゴールのネット**と同じ奥行きまで広げなければならないとした。なお、平面的なものについては、ゴールライン側であっても、ラインから1m離せば、設置可能であることに変わりはない。



＜日本協会の解説＞

グラウンド上の商業的広告は、競技のフィールド（ピッチ）の周辺に設置できる。それが立て型の場合、タッチラインに沿って設置されるものについては、ラインから1mと、平面的なものと同じ条件で設置可能である。他方、ゴールライン側については、審判員のゴールネットで囲まれた地域の監視に不都合がないよう、下図のように、**ゴールのネット**と同じ奥行きまで広げなければならないとした。なお、平面的なものについては、ゴールライン側であっても、ラインから1m離せば、設置可能であることに変わりはない。

以上